

3 一般会計歳入歳出予算の概要

(1) 歳入予算

一般会計年度内（4月1日から翌年3月31日）において、県が必要とする経費（歳出予算）を賄うための財源を歳入予算といいます。

以下、使途の制約に着目した一般財源・特定財源と、収入調達方法に着目した自主財源・依存財源の2つの性質別の歳入予算の内訳を示します。

<一般財源と特定財源>

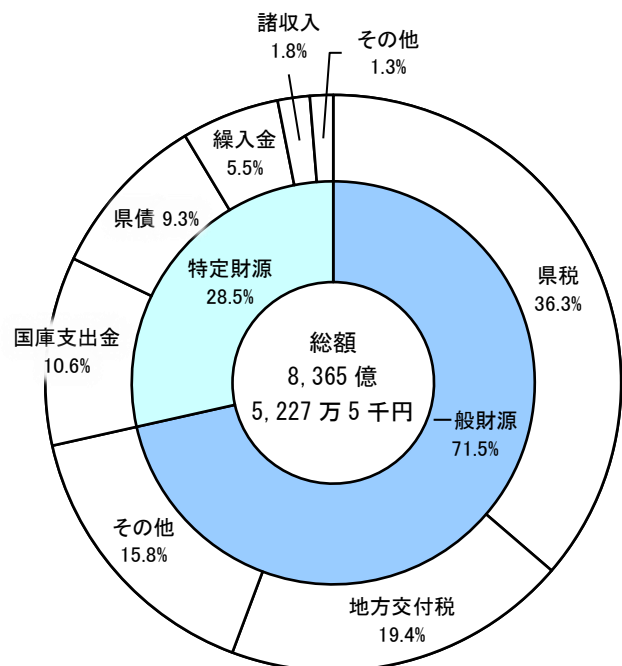
一般財源と特定財源の構成比及び対前年度比較をみると、第2図及び第2表のとおり、一般財源は全体の71.5%、特定財源は28.5%となっています。

一般財源の主要なものは、36.3%を占める県税と19.4%を占める地方交付税であり、特定財源の主要なものは、10.6%を占める国庫支出金と9.3%を占める県債です。

次に、前年度比をみると、一般財源は前年度に比較して2.8%増の5,981億300万円、特定財源は6.8%増の2,384億4,927万5千円となっています。

なお、一般財源と特定財源の区分による歳入予算額の推移は、第3図に示したとおりです。

第2図 一般財源・特定財源の構成比
(一般会計当初予算)



(注) 構成比は四捨五入のため合計に合わない場合があります。

第2表 一般財源と特定財源の対前年度比較 (一般会計)

(単位: 千円、%)

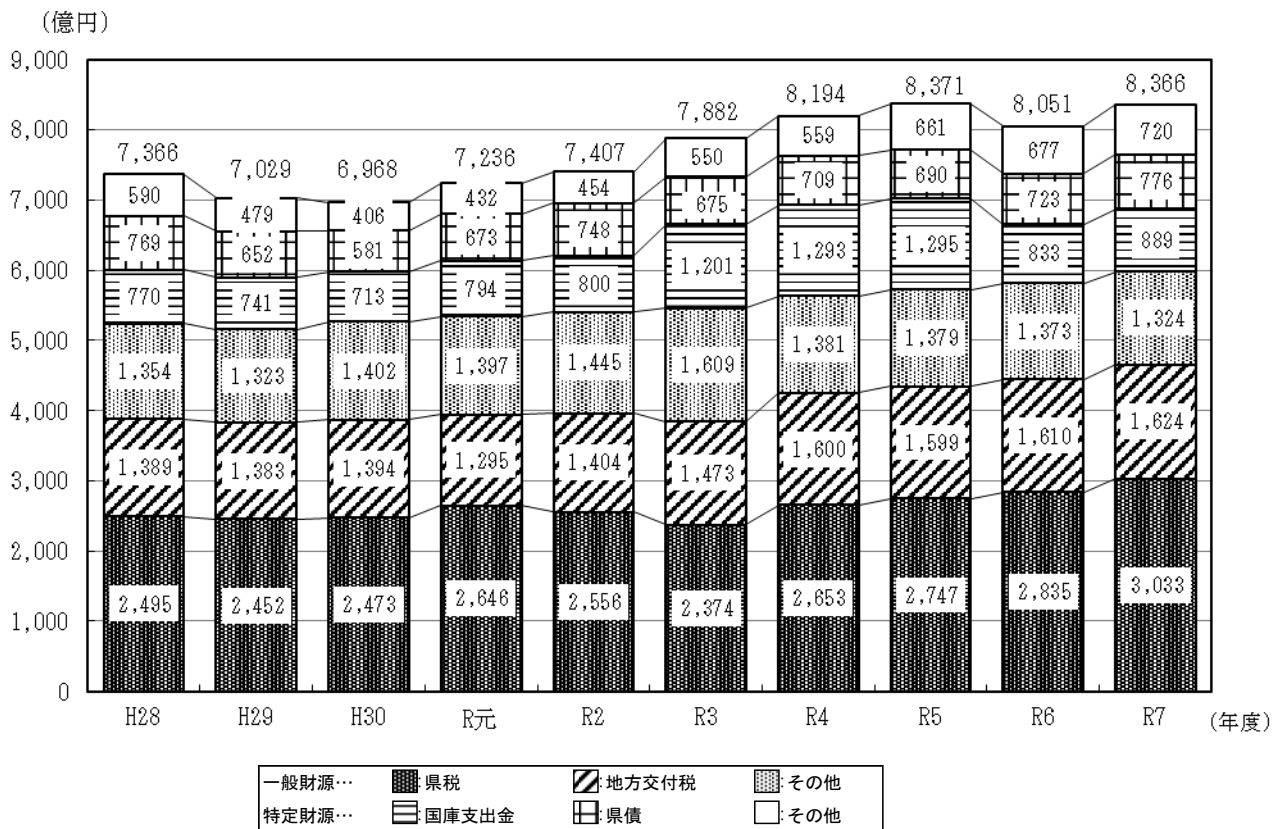
区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較		構成比	
			増 減 (A) - (B)	伸び率 (A) - (B) / (B)	7 年度	6 年度
一般財源	598,103,000	581,783,000	16,320,000	2.8	71.5	72.3
特定財源	238,449,275	223,303,700	15,145,575	6.8	28.5	27.7
合 計	836,552,275	805,086,700	31,465,575	3.9	100.0	100.0

(注) 県債のうち臨時財政対策債等は一般財源としています。

一口メモ

- 一般財源・特定財源… 県の歳入は、県税、地方譲与税、地方交付税などのようにその使途が特定されていない一般財源と、国庫支出金、県債、使用料及び手数料などのようにその使途が特定されている特定財源に分けることができます。

第3図 一般財源と特定財源の区分による歳入予算額の推移（一般会計）



(注) 県債のうち臨時財政対策債等は一般財源としています。
 令和元年度当初予算は骨格的予算のため、6月補正後ベースで示してあります。
 数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

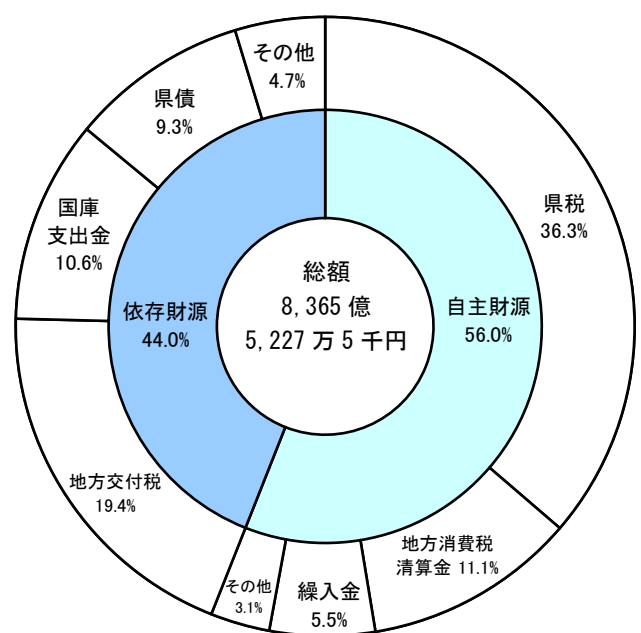
<自主財源と依存財源>

自主財源と依存財源の構成比及び前年度比較をみると第4図及び第3表のとおり、自主財源は前年度に比較して5.9%増の4,682億170万4千円、依存財源は1.5%増の3,683億5,057万円1千円となり、一般会計の予算規模は3.9%増の8,365億5,227万5千円となっています。

次に、構成比をみると、自主財源は全体の56.0%、依存財源は44.0%となっています。自主財源の主要なものは全体の36.3%を占める県税であり、依存財源の主要なものは全体の30.0%を占める地方交付税及び国庫支出金です。

なお、自主財源と依存財源の区分による歳入予算額の推移は第5図に示したとおりです。

第4図 自主財源・依存財源の構成比
 (一般会計当初予算)



(注) 構成比は四捨五入のため合計に合わない場合があります。

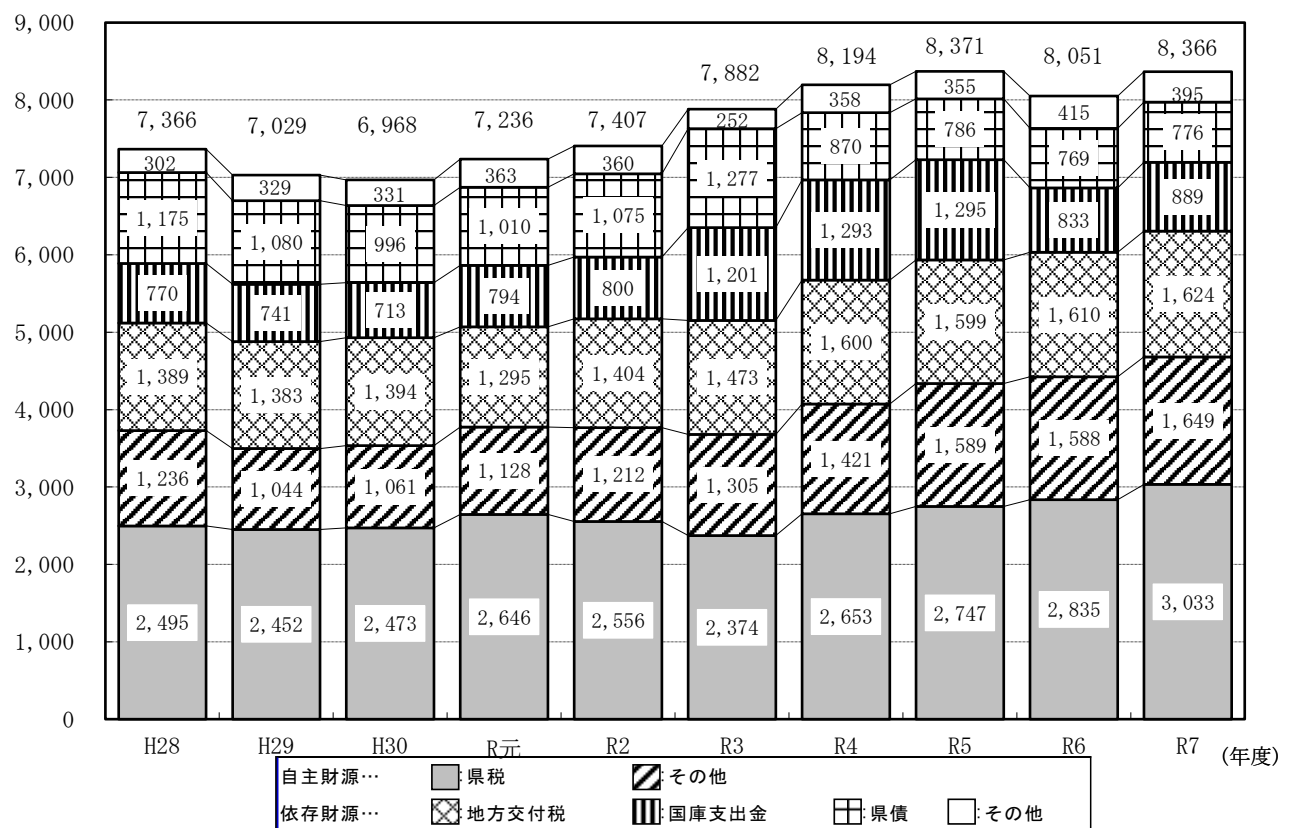
第3表 自主財源と依存財源の対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較		構成比	
			増 減 (A)-(B)	伸び率 (A)-(B)/(B)	7年度	6年度
自主財源	468,201,704	442,282,916	25,918,788	5.9	56.0	54.9
依存財源	368,350,571	362,803,784	5,546,787	1.5	44.0	45.1
合 計	836,552,275	805,086,700	31,465,575	3.9	100.0	100.0

第5図 自主財源と依存財源の区分による歳入予算額の推移（一般会計）

（億円）



（注）令和元年度当初予算は骨格的予算のため、6月補正後ベースで示してあります。

数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

一口メモ

- 自主財源・依存財源… 県の歳入は、県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料などのように県が自ら賦課徴収することのできる自主財源と、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金などのように国から定められた額を交付されたり割り当てられたりする依存財源に分けることができます。

ア. 歳入予算主要項目の内訳

(ア) 県税

県税は、県の仕事を支える最も重要な収入で、地方税法等に基づき、県民の皆さんに納めていただいています。

県税収入は、第4表のとおり前年度に比べ7.0%増の3,033億円を見込んでいます。これは、個人県民税が定額減税の廃止により、また、地方消費税が物価高の影響等により、それぞれ増収が見込まれるためです。

第4表 県税収入の対前年度比較（一般会計）

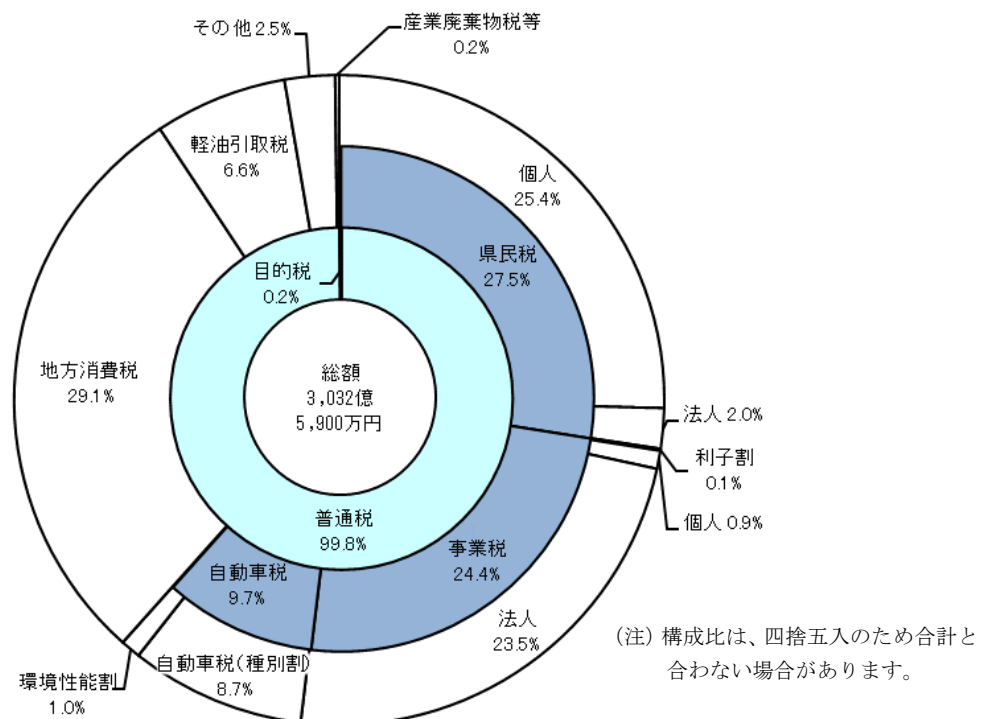
（単位：千円、％）

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (A)－(B)	伸び率 (A)－(B)／(B)
普 通 税	302,521,000	282,952,000	19,569,000	6.9
目 的 税	738,000	534,000	204,000	38.2
合 計	303,259,000	283,486,000	19,773,000	7.0

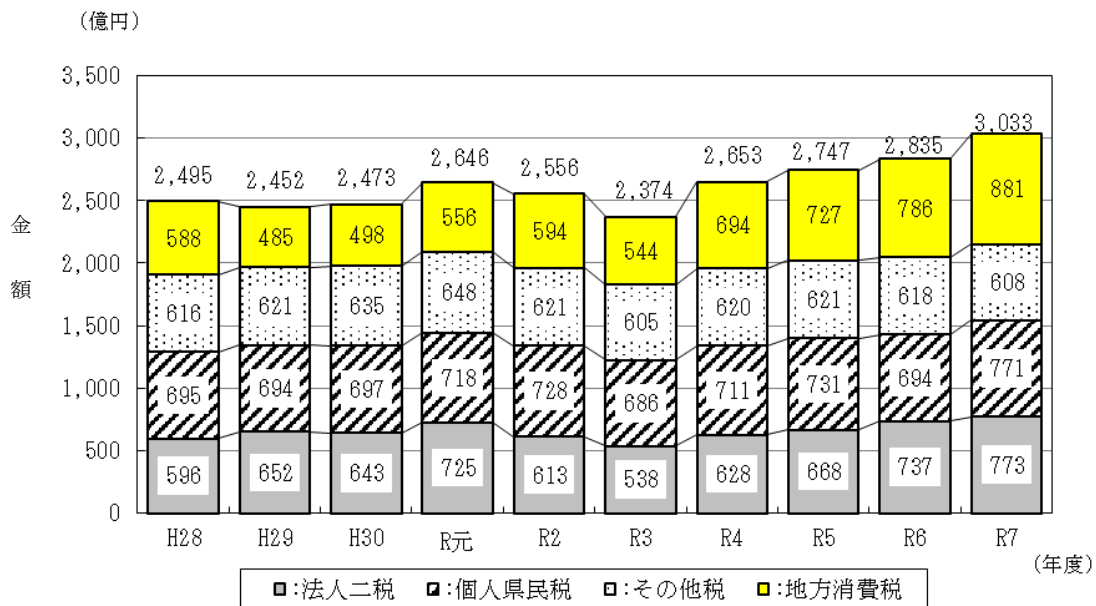
県税収入の構成比をみると、第6図のとおり、普通税が全体の99.8%、目的税が0.2%となっています。主要なものは、全体の27.5%の県民税、29.1%の地方消費税、24.4%の事業税、9.7%の自動車税です。なお、県税収入の額の推移は、第7図に示したとおりです。

また、県民1人あたりの県税負担額については、第8図のとおり、県民1人あたり177,383円となっています。

第6図 県税収入の構成比（一般会計）

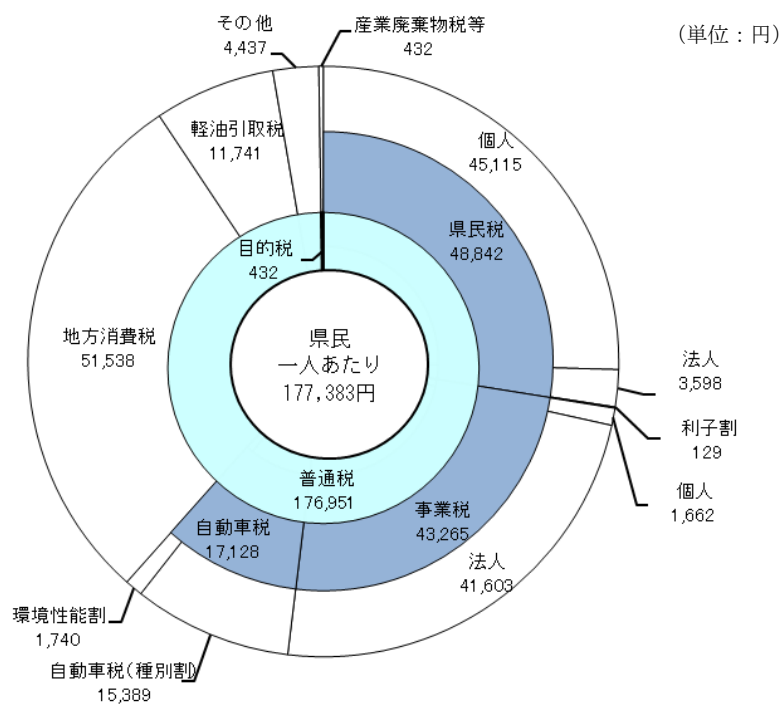


第7図 県税収入の額の推移（一般会計）



(注) 法人二税とは、法人県民税と法人事業税です。数値は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第8図 県民1人あたりの県税負担額（一般会計）



(注) 人口 (令和6年12月1日現在 推計1,709,629人)
構成比は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

一口メモ

●「県 税」

普通税… その収入の使い道を特定せず、県の一般経費に充てるために課される税です。

目的税… 県の特定の経費に充てるために課される税です。

法定外税… 法律により税目が定められていない税で、地方団体が一定の手続、要件に従い課税するものです。三重県では、法定外目的税として産業廃棄物税を課税しています。

(イ) 地方消費税清算金

地方消費税清算金は、全国の地方消費税収が増加傾向にあることから、前年度に比べ2.0%増の929億5,400万円を見込んでいます。

第5表 地方消費税清算金の対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (A)－(B)	伸び率 (A)－(B)／(B)
地方消費税 清算金	92,954,000	91,131,000	1,823,000	2.0

(ウ) 地方交付税

国の地方交付税総額は18兆9,574億円となり、前年度当初予算計上額（18兆6,671億円）に比べ2,904億円、1.6%の増となっています。

本県の地方交付税は、第6表のとおり、前年度に比べ0.9%増の1,624億円を見込んでいます。

第6表 地方交付税の対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (A)－(B)	伸び率 (A)－(B)／(B)
普通交付税	160,442,000	159,085,000	1,357,000	0.9
特別交付税	1,979,000	1,948,000	31,000	1.6
合 計	162,421,000	161,033,000	1,388,000	0.9

(エ) 国庫支出金

国庫支出金は、第7表のとおり、前年度に比べ6.6%増の888億5,957万1千円となっています。

国庫支出金の内訳は、国の法令等に基づく負担金が500億6,538万7千円で全体の56.3%、事業奨励等のための補助金が357億9,992万6千円で同40.3%、国の委託事業による委託金が29億9,425万8千円で同3.4%となっています。

第7表 国庫支出金の対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (A)－(B)	伸び率 (A)－(B)／(B)
国庫支出金	88,859,571	83,324,784	5,534,787	6.6
国庫負担金	50,065,387	48,132,655	1,932,732	4.0
国庫補助金	35,799,926	34,091,063	1,708,863	5.0
委 託 金	2,994,258	1,101,066	1,893,192	171.9

(オ) 基金繰入金

基金繰入金は、第8表のとおり、前年度に比べ17.8%増の458億6,558万4千円となっています。

なお、財政調整のための基金については、不測の事態に備えるための50億円を残し、前年度に比べ4.0%増の267億6,633万3千円を計上しています。

第8表 基金繰入金の対前年度比較（一般会計）

（単位：千円、%）

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (A) - (B)	伸び率 (A) - (B) / (B)
基金繰入金	45,865,584	38,947,422	6,918,162	17.8

(カ) 県債

県債は、第9表のとおり、前年度に比べ0.9%増の776億100万円となっています。これは、公共施設等適正管理推進事業債の増などが主な要因となっています。なお、県債への依存度は、前年度に比べ0.3%減の9.3%となっています。

第9表 県債の対前年度比較（一般会計）

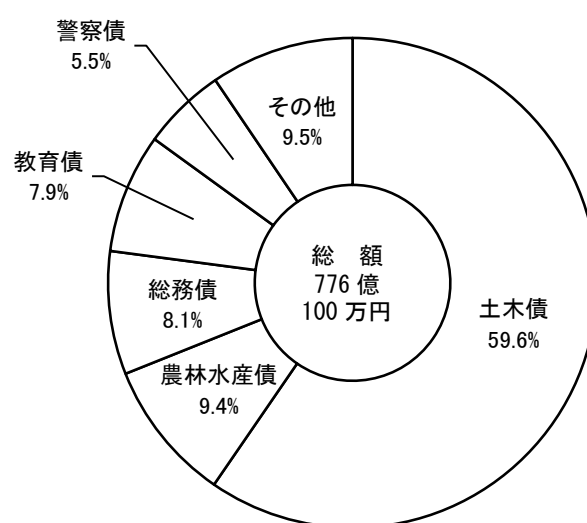
（単位：千円、%）

区 分	令和7年度 当初予算額 (A)	令和6年度 当初予算額 (B)	比 較	
			増 減 (A) - (B)	伸び率 (A) - (B) / (B)
県 債	77,601,000	76,934,000	667,000	0.9

県債の款別構成比をみると、第9図のとおり、主要なものは、土木債が全体の59.6%、農林水産債が9.4%、総務債が8.1%となっています。

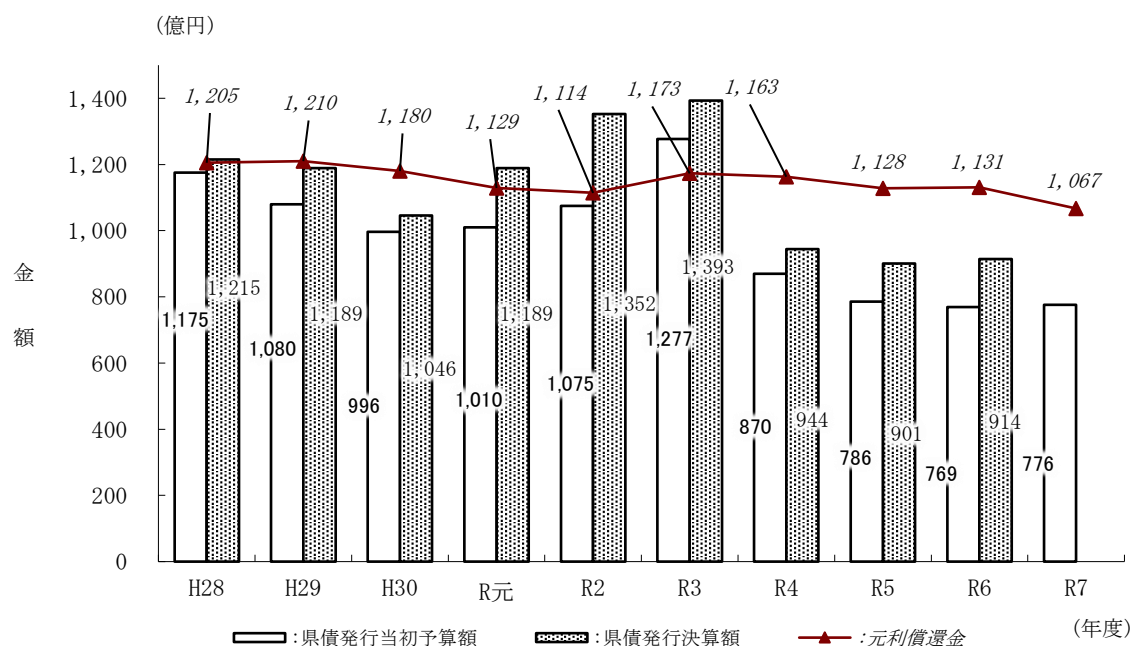
なお、県債発行額の推移は、第10図で示したとおりです。

第9図 県債の款別構成比（一般会計当初予算）



（注）構成比は四捨五入のため合計と合わない場合があります。

第10図 県債発行額の推移（一般会計＋県債管理特別会計）



(注) 県債発行決算額及び元利償還金については、令和5年度以前は決算額、令和6年度は最終補正後時点の見込額、元利償還金の令和7年度は当初予算時点の見込額です。

元利償還金は、借換債の償還分を除きます。

令和元年度当初予算は骨格的予算のため、6月補正後ベースで示してあります。

一口メモ

- 地方譲与税**… 国が徴収した国税を一定の基準で地方公共団体に譲与するもので、都道府県に譲与するものとして、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税などがあります。
- 地方消費税清算金**… 国から各都道府県に払い込まれた地方消費税は、消費地と課税地を一致させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算を行います。この清算による収入または支出をいいます。
- 地方交付税**… 地方公共団体間の地域格差をなくし、一定の行政水準を確保できるようにするため、地方公共団体ごとに標準的な基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税のうち所得税の33.1%、酒税の50%、法人税の33.1%、消費税の19.5%及び地方法人税の全額が充てられています。
- 地方特例交付金**… 恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収を補うために国から交付されるもので、住宅借入金等特別税額控除の臨時的軽減に伴う減収を補てんするための交付金が交付されています。
- 交通安全対策特別交付金**… 地方公共団体の道路交通安全施設設置等のため、交通違反などの反則金を財源に、交通事故件数と人口集中地区人口等を基準として国から交付されるものです。
- 分担金及び負担金**… 県が行う事業で特に利益を受ける人から、その受益の限度において法令などの規定に基づき徴収するものです。

- 使用料及び手数料**… 県の施設や行政サービスを利用する人から、それに要する経費の全部又は一部を負担してもらうもので、県立高等学校授業料や各種許可証交付手数料などがあります。
- 国庫支出金**… 県が行う事務事業の経費の全部又は一部を国が支出するもので、その性質によって次の三つに分けられます。
 - 国庫負担金：義務教育や生活保護など、国と地方公共団体が共同責任をもって行わなければならない事業について、国が全部又は一部の経費を負担するものです。
 - 国庫補助金：国が費用の一部又は全部を負担して、特定の事務や施設の設置を地方公共団体に対して奨励、援助するものです。
 - 国庫委託金：国会議員の選挙や国勢調査など、本来、国の行うべき事務について、国が経費の全部を負担して、地方公共団体に事業を委託するものです。
- 財産収入**… 県の財産を貸し付けたり、売り払うことによる収入です。
- 寄附金**… 県以外から金銭を譲り受けるものです。
- 繰入金**… 他の会計や財政調整基金などから繰り入れるものです。
- 繰越金**… 翌年度の財源として繰り越したものであり、前年度の決算により生じた純粋な剰余金である繰越金と、予算計上した事業費のうち年度内に完了できず翌年度に繰り越した事業の財源として充てるべき繰越金があります。
- 諸収入**… 地方税の延滞金や預金利子など、他の収入科目に含まれない収入です。
- 県債**… 県が高等学校などを建てる、道路や河川を整備するなど、多額の費用を一時に必要とする建設事業を行うときに財源を確保するため、また、施設等を利用する将来の県民との間で負担の公平化を図るため、長期の資金借入れを行うものです。
- 臨時財政対策債**… 地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てることのできるもので、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方の一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体毎に発行可能額が毎年算定されます。これは、地方の財源不足に対応するための地方債となっており、その元利償還金は、翌年度以降の地方交付税（基準財政需要額に全額算入）で措置されます。
- 県債依存度**… 歳入全体に占める県債の発行割合をいいます。